

たつの市条例第4号

たつの市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、たつの市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体等の資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (7) 管理の基準及び業務の範囲
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体等は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設に係る事業計画書
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) その他市長が特に必要なものとして規則で定める書類

(選定方法等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長は、公の施設の性質、規模及び機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、特定の団体等が管理を行うことにより事業効果が期待できると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定することができる。

2 市長は、前項のほか次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定にかかわらず特定の団体等を指定管理者の候補者に選定することができる。

(1) 公募に対し申請する団体等がないとき。

(2) 第3条に規定する申請をした団体等に前条の規定に該当するものがないとき。

(3) 指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体等が第7条に規定する協定を締結しないとき。

3 前2項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該指定管理者の候補者と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体等は、規則で定める事項について、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理

の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において当該指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、その管理する公の施設の管理の業務を行うに当たっては、たつの市個人情報保護条例(平成17年条例第25号)の規定及び市と締結する協定を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 指定管理者は、その管理する公の施設の業務により保有することとなった情報の公開については、たつの市情報公開条例(平成17年条例第24号)の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第11条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第7条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
(新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の廃止)
- 2 新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 1 6 年新宮町条例第 1 3 号) は、廃止する。